3　犯罪収益移転防止対策室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、犯罪収益移転防止対策室の事務を掌理する。

第三十二条第一項中「刑事局組織犯罪対策部企画分析課」を「刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課」に改め、同条第二項中「第二十六条第四号」を「第二十七条第四号」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総括分析官）

第三十二条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、総括分析官一人を置く。
2　総括分析官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務のうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供に関する事務（国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十五条第二項中「第二十九条第二号」を「第三十条第二号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条第二項中「第二十八条第一号」を「第二十九条第一号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条第二項中「第二十七条第二号」を「第二十八条第二号」に、「第二十七条第四号」を「第二十八条第四号」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（国際連携対策官）

第三十三条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、国際連携対策官一人を置く。
2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十三条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第三十八条第二項中「第三十二条第五号、」を「第三十二条第四号、第五号、」に、「第三十二条第五号に」を「第三十二条第四号及び第五号に」に改める。

第二章第一節第四款中第三十八条を第三十七条とし、第三十九条から第四十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第五款中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条から第四十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第五十一条を削る。

第二章第一節第五款中第五十条を第五十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

（外事技術調査室）

第四十九条　警備局外事情報部外事課に、外事技術調査室を置く。
2　外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。
3　外事技術調査室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、外事技術調査室の事務を掌理する。

（外事特殊事案対策官）

第五十条　警備局外事情報部外事課に、外事特殊事案対策官一人を置く。
2　外事特殊事案対策官は、命を受け、令第四十条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

第百二十六条及び第百二十七条を削る。

第百二十五条中「中部管区警察局」を「関東管区警察局、中部管区警察局」に改め、「並びに監察官二人及び会計監査官一人」を削り、同条に次の一項を加える。
2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、中部管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

第百二十五条を第百二十七条とする。

第二章第二節第三款中第百二十四条を第百二十六条とし、第百五条から第百二十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第百四条を第百六条とする。

第百三条第二項中「第九十四条第二号、第九十五条第二号、第九十六条第二号及び第九十七条第四号」を「第九十六条第二号、第九十七条第二号、第九十八条第二号及び第九十九条第四号」に改め、同条を第百五条とする。

第百二条を第百四条とし、第八十四条から第百一条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十三条を第八十五条とし、第八十二条を第八十四条とする。

第八十一条第二項中「事務」の下に「（サイバーセキュリティ研究・研修センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ研究・研修センター）

第八十三条　警察大学校に、サイバーセキュリティ研究・研修センターを置く。
2　サイバーセキュリティ研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。
一　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に関すること。
二　警察職員に対する高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。
3　サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長を置く。
4　所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ研究・研修センターの事務を処理する。
5　サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。
6　教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に当たる。
7　助教授は、教授の職務を助ける。
8　サイバーセキュリティ研究・研修センターに、研修室を置く。
9　この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

第八十条を第八十一条とし、第五十七条から第七十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十六条を第五十七条とする。

第二章第一節第六款中第五十五条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（高度情報技術解析センター）

第五十五条　情報通信局情報技術解析課に、高度情報技術解析センターを置く。
2　高度情報技術解析センターにおいては、令第四十六条の事務のうち次に掲げるもの（サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　犯罪の取締りのための情報技術の解析の実施に関すること。
二　犯罪の取締りのための情報技術の解析で高度な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。
3　高度情報技術解析センターに、所長を置く。
4　所長は、命を受け、高度情報技術解析センターの事務を掌理する。

第百五十一条中「第六十二条及び第六十三条」を「第六十三条及び第六十四条」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三